

# 九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の 電気事業法に基づく工事の計画の申請について (第1回分割申請分)

(電気事業法に基づく申請の概要)

## 1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和 元年10月 9日 (原発本第104号)

補正年月日等：

令和 元年11月 15日 (原発本第134号)

## 2. 発電所の名称及び位置

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

## 3. 発電所の出力及び周波数

出力： 2,360,000kW

第3号機： 1,180,000kW

第4号機： 1,180,000kW (今回申請分)

周波数： 60Hz

## 4. 申請範囲

### (一) 原子力設備

#### 2 原子炉冷却系統設備

主配管

#### 3 計測制御系統設備

主配管

#### 7 原子炉格納施設

主配管

## 5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備及び原子炉格納施設の改造

## 6. 申請理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第53条に規定される特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する工事において、電気事業法及び原子力発電工作物の保安に関する命令に規定される原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備及び原子炉格納施設に関連する設備の改造を実施する。

(審査の概要)

### 1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件(同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。)に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。